

■要旨

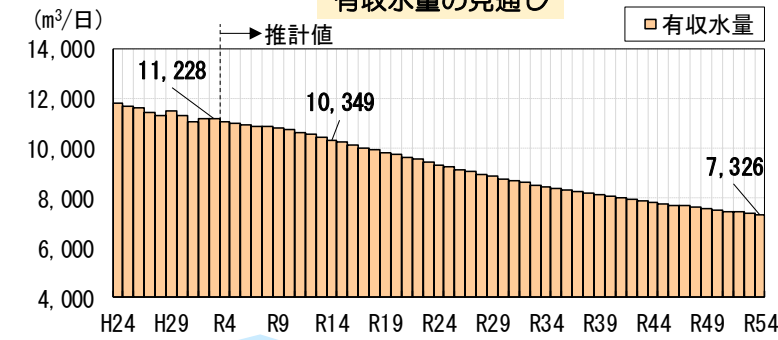
将来にわたり水道事業を持続可能なものにするためには、老朽化した水道施設の更新や、災害に備えた耐震化が必要不可欠となります。また、それらを着実に進めるため、事業収入の大部分を占める水道料金収入の安定的な確保が必須となります。

一方で本市は、今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新・耐震化に伴う整備費用の増大が見込まれており、現状のままでは、水道事業運営において収入と支出の均衡を図っていくことが非常に困難となる見通しです。

このような背景の下、事業収入を安定的に確保し将来の収支ギャップ解消を図るため、現在の社会情勢等に合わせた適正な水道料金のあり方についての検討を行い、「水道料金適正化計画」としてとりまとめることとしました。

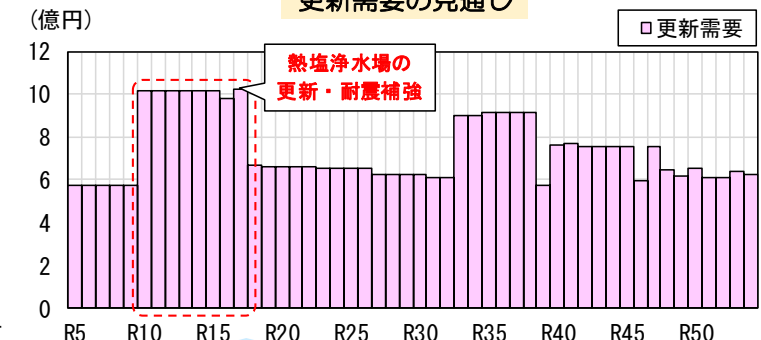
■喜多方市水道事業の現状

《水需要》



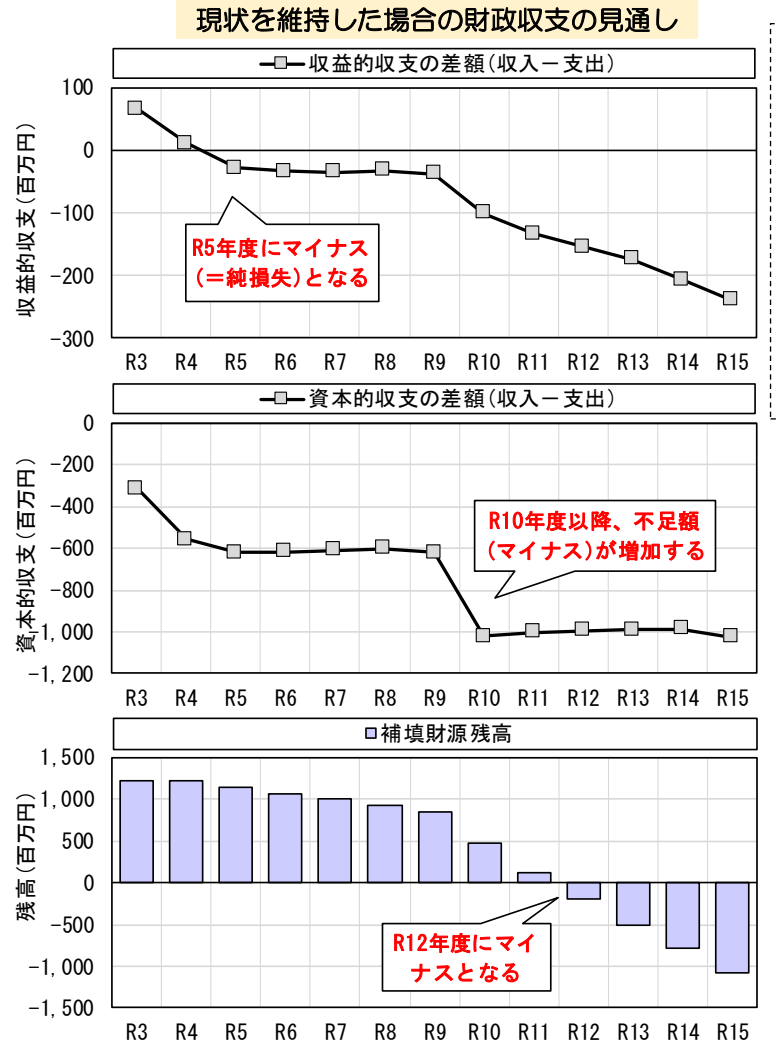
人口減少に伴い、10 年後の令和 14 年度には 10,349m³/日 (令和 3 年度実績値の 8%減)、50 年後の令和 54 年度には 7,326m³/日 (令和 3 年度実績値の約 35%減) となる見込みです。
⇒現状のままでは、給水収益も同様に減少する見込みです。

《更新需要》



令和 3 年度に策定した「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」に沿って、安定給水の確保・耐震性の向上に向け必要な整備を行う予定としています。
⇒現状に比べ増加する見込みです (特に令和 10 年度～)。

《財政収支》

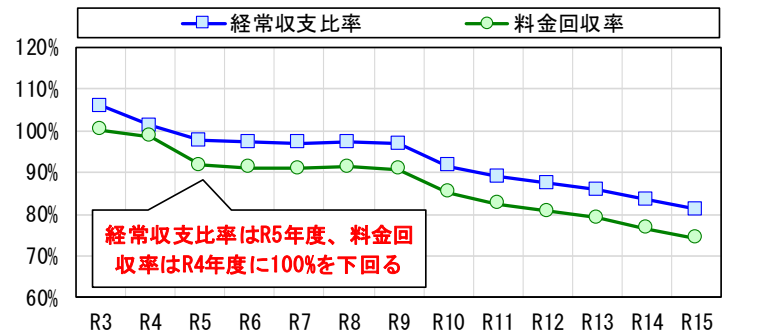


【財政収支見通しの概要】

- ・**収益的収支**: 物価上昇や更新需要増に伴う減価償却費の増加等により支出が増える一方で、水需要の減少に伴い給水収益が減少 ⇒ **将来支出が収入を上回る**
- ・**資本的収支**: 将来の更新需要増に伴い支出が増加する一方で、現状と同様企業債の起債を見込まない条件としているため、概ね横ばい ⇒ **資本的収支不足額がさらに増えていく**
- ・**補填財源残高**: **減少を続け令和 12 年度にはマイナスとなる**
- ・**経常収支比率・料金回収率**: **令和 5 年度以降、100%を下回る値かつ低下傾向で推移する**

※令和 4 年度予算及び令和 3 年度決算までの値を用いて推計 (詳細は「喜多方市水道事業経営戦略」(R5.10 策定)参照)

水需要や更新需要の見通しに加え、将来的な物価上昇を見込んだ上で、水道事業における財政シミュレーションを実施しました。
⇒現状を維持していきただけでは将来的に水道事業を運営していくことができないことが明らかとなりました。



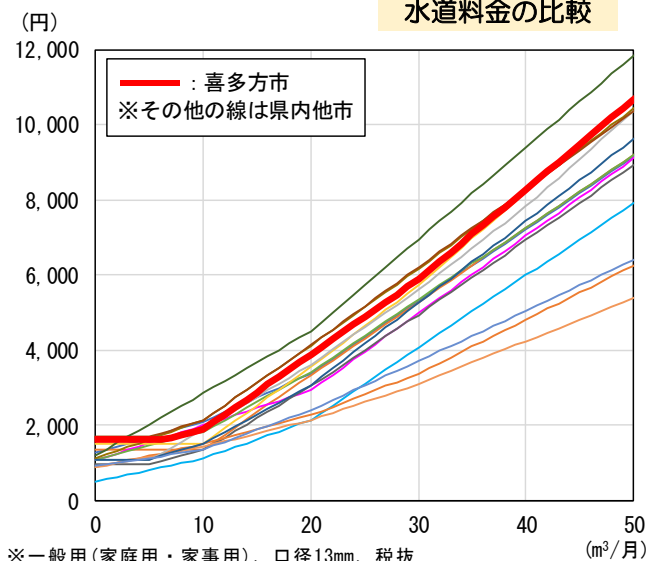
■喜多方市の料金体系と課題

《現行の料金体系》

喜多方市水道料金			
用途	メーター口径	基本水量	基本料金
一般用	13mm	6m³	1,600円
	20mm		1,600円
	25mm		1,700円
	30mm		2,500円
	40mm		4,000円
	50mm		7,000円
	75mm		16,000円
公衆浴場用	100mm以上	無	29,000円
	臨時用		0円
従量料金 (1m³につき)		200m³以上	140円
		400円	

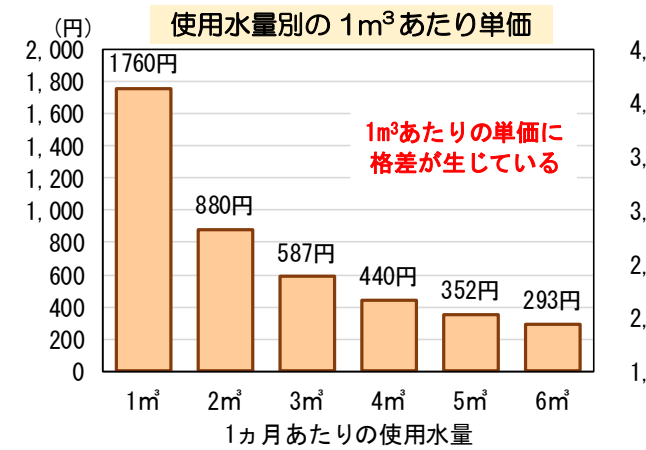
※税抜

《課題①：逓増度》



※一般用 (家庭用・家事用)、口径13mm、税抜
※令和4年度末時点 (各市のHP等を参考に算出)

《課題②：基本水量》



※一般用、口径13～20mm、税込

1 カ月の使用水量が基本水量内である場合、使用水量に応じて単価に大きな差が生じ、公平性に欠けることとなります。また、一定数存在している少量利用者の節水意識を阻害している可能性があります。一方で、基本水量を解消した場合、少量利用者にとっては現行から大きな変化となるため、料金的大幅増といったことが懸念されます。

⇒現行からの水道料金の変化に配慮しつつ、解消を含めた今後の基本水量のあり方について検討を行うことが望まれます。

～水道料金適正化に向けた検討の方向性～

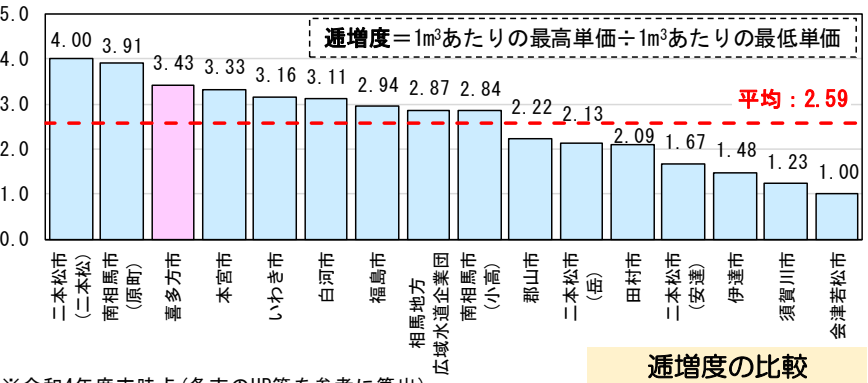
財政収支見通しの検討より、料金改定が必要となることが明らかとなっていることから、現行の料金体系が抱える課題を踏まえ、以下の方針で水道料金の適正化に向けた検討を行うこととしました。

- ・日本水道協会発行の「水道料金算定要領」「水道料金改定業務の手引き」に基づき、「総括原価方式」で検討を行う。
- ・二部料金制、口径別料金体系は維持しつつ、基本水量の解消や逓増度の緩和を考慮した検討を行う。

- ・二部料金制
- ・基本水量あり
- ・口径別料金体系
- ・逓増型従量料金

【個別需給給水制度】

- ・**概要**: 大口水道使用者の、基準水量を超えて使用した水道水の単価を低減する制度。大口使用者の水道離れ抑制を目的としている。
- ・**適用要件**: 12 カ月間の平均使用水量が、1,000m³ 以上あること
- ・**基準水量**: 制度適用前 12 カ月の平均使用水量。基準水量を超過した分の使用水量に、最も低い従量料金 (70 円/m³) が適用される。基準水量は 3 カ年度毎に見直し。



※令和4年度末時点 (各市のHP等を参考に算出)
※喜多方市の逓増度=240円/m³÷70円/m³=3.43

本市は県内の他市 (町村を除く) と比べ従量料金の逓増度が高く、大口使用者への負担が大きいといった課題があります。
⇒県内他市に比べ、大口使用者と小口使用者との間で公平性に劣っていることから、今後逓増度を緩和することが望まれます。

■基本水量とは

- ・公衆衛生を向上し、生活上必要な水使用を促すことを目的として「基本料金」に付与される水量。
- ・基本水量内であれば定額料金 (=基本料金) となる。
- ・普及率が高くなり本来の目的を概ね達成している現在においては、制度継続の必要性は低く、漸進的に解消することが望ましいとされている。
- ・少量利用者の節水努力が報われないといった側面を有している。

■料金適正化に向けた検討

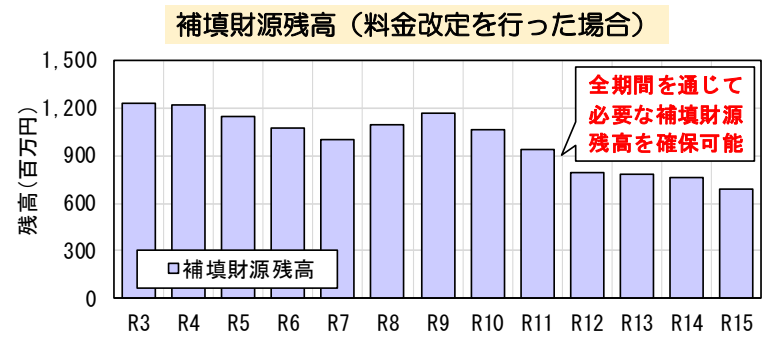
《検討手順》

水道料金の適正化に向けた検討は、「水道料金算定要領 平成 27 年 2 月 日本水道協会」（以下、算定要領と言う）や「水道料金改定業務の手引き 平成 29 年 3 月 日本水道協会」（以下、手引きと言う）に基づき、右図に示す手順で行いました。

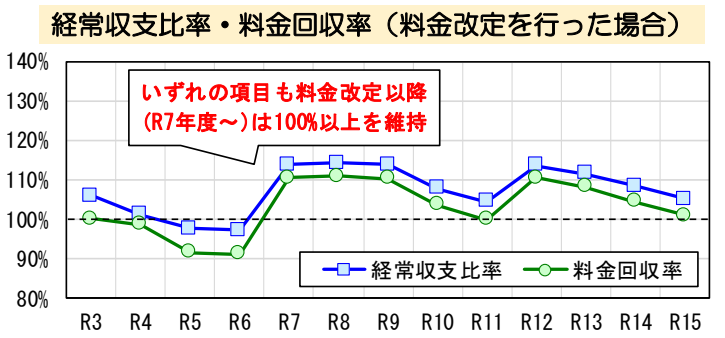
《財政計画の策定》

財政計画は、別途公表している「喜多方市水道事業経営戦略」で検討された内容（料金改定時期・目標とする料金改定率が反映された計画となっている）を活用する方針としました。その上で、この財政計画により設定した料金改定率を目安に、適切な料金水準（料金表）を検討することとしました。

- 【料金改定時期】 令和 7 年度
- 【料金算定期間】 令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）
- 【料金改定率】 21.6％（令和 3 年度からの改定率）



- 【料金改定率設定における考え方】
- ・料金改定は 5 年間隔で行うこととする。
 - ・水道事業の健全な経営を持続するため、一定の補填財源残高が確保可能かつ経常収支比率と料金回収率が 100％以上となることを条件とする。



《料金水準の算定（総括原価の算定）・料金体系の設定（個別原価の算定）》

策定した財政計画を基に、水道事業経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金水準を設定しました。また、算出した総括原価を需要家費等に分解し、基本料金と従量料金に配分しました。

総括原価方式の考え方

営業費用 + 資本費用 = 総括原価

人件費、修繕費、減価償却費等 + 支払利息、資産維持費※ = 水道料金で回収すべき費用の総額

総括原価の算定結果

項目	R7～R11合計(千円)
営業費用①	5,672,065
資本費用②	700,701
控除項目③	1,005,477
総括原価①+②-③	5,367,289

※控除項目：給水収益以外の収益

算定された総括原価(約 54 億円)が、料金算定期間中に料金収入として必要な金額となります。

資産維持費：物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応するために総括原価へ算入するもの。資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の施設更新等に必要の財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなる。

総括原価の分解・配分イメージ

総括原価の分解・配分結果

費用	総額	基本料金	従量料金
需要家費	251,166	251,166	—
固定費	4,918,113	1,870,589	3,047,524
変動費	198,010	—	198,010
計	5,367,289	2,121,755 (40%)	3,245,534 (60%)

総括原価の分解

需要家費：水道の使用量とは関係なく利用者の存在により発生する費用 ⇒ 基本料金に配分

固定費：水道の使用量とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生する費用 ⇒ 基本料金と従量料金に配分

変動費：水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生する費用 ⇒ 従量料金に配分

一定の基準に従って、基本料金と従量料金へ配分

《料金表の確定（新たな料金表の検討）》

総括原価の分解・配分結果を基に、新たな料金表の検討を行いました。なお、算定要領や手引き通りに設定した料金表では、現行から大幅な変更となり市民へ与える影響が大きいと判断されたため、新たな料金表の検討は以下の考えに従い行いました。

- 【料金表検討における考え方】
- ・検討対象は「一般用」のみとし、「公衆浴場用」は直近 5 カ年で使用実績がないこと、「臨時用」は一時的に発生するものであり水量も少なく料金改定による収益への影響が小さいことから、現行と同様（変更無）とする。
 - ・料金算定要領に準じた原価配分（基本料金：40％、従量料金：60％）を維持しつつ、現状からの改定率が利用者間で極端に乖離することがないように、実情に考慮した料金を設定する。
 - ・水量区分（10m³まで、11～30m³、31m³以上）は変更しない方針とする。
 - ・基本水量を解消した場合、口径 13mm 及び 20mm における少量利用者の水道料金が現行から大幅に増加することとなる（解消したケースを検討し確認）ため、基本水量は現行と同様の内容で維持する方針とする。
 - ・現行で同一料金である口径 13mm 及び 20mm は、新たな料金表についても同一とする（13mm と 20mm を区分しない）。
 - ・大口利用者の負担軽減を図るため、通増度が現行から緩和される料金体系を検討する。
 - ・個別需給給水制度は、廃止せずに引き続き制度維持する方針とする（従量料金単価は改定に準じて変更）

メーター 口径	基本 水量	基本料金	従量料金 (1㎡につき)	新たな料金表（案、一般用）	個別需給給水制度の従量料金	
13mm	6㎡	1,970円	10㎡まで 100円 11㎡～30㎡ 230円 31㎡以上 290円	複数ケースの検討を行った 上で、最も市民への影響が少 なくかつ利用者間の公平性に 優れた料金表を設定しまし た。これにより、逓増度も現 行の 3.43 から 2.90 へ緩和 されることとなります。	水量区分	従量料金 (1㎡当たり)
20mm		1,970円			0㎡³～10㎡³	100円
25mm	無	2,090円			11㎡³～30㎡³	230円
30mm		3,080円			31㎡³～基準水量	290円
40mm		4,920円			基準水量超過分	100円
50mm		8,610円				
75mm以上		19,680円				
※税抜、公衆浴場用と臨時用は現行と同じ				※税抜		

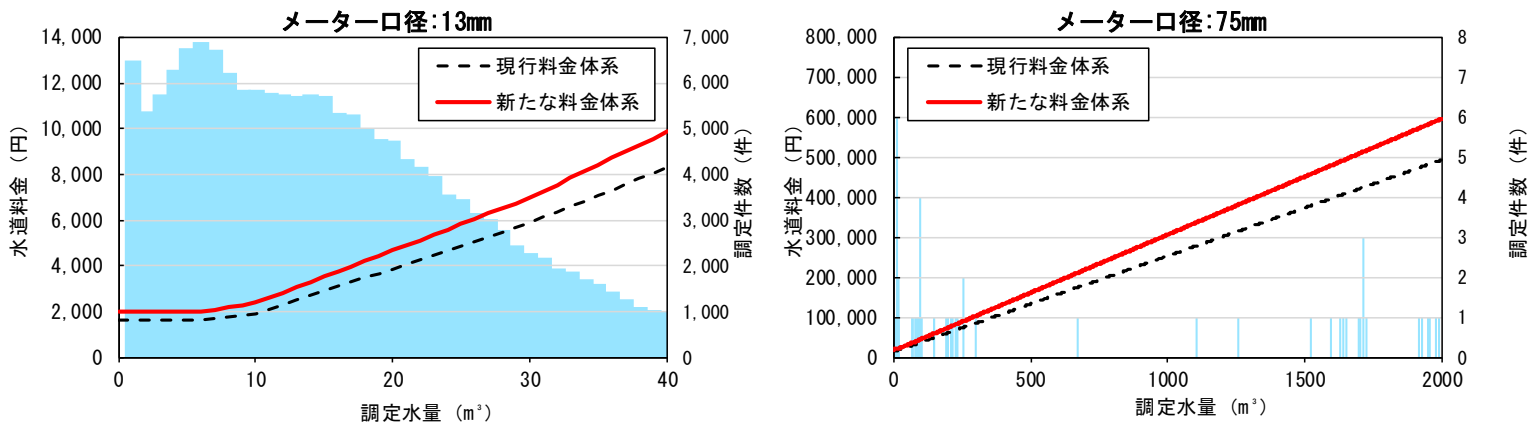
現行料金との比較（一般用）

改定に合わせた従量料金の変更を反映した上で、個別需給給水制度は維持します。

口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金(1m ³ 当たり)(円)				平均 調定水量	平均調定水量における料金		改定率
			6m ³ 以下	7～10m ³	11～30m ³	31m ³ 以上		現行料金	新料金(案)	
13mm	6	1,970 (+370)	0 (+0)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	17m ³	3,280円	3,980円	21.3%
20mm	6	1,970 (+370)	0 (+0)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)				
25mm	—	2,090 (+390)	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	53m ³	11,920円	14,360円	20.5%
30mm	—	3,080 (+580)	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	79m ³	18,960円	22,890円	20.7%
40mm	—	4,920 (+920)	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	177m ³	43,980円	53,150円	20.9%
50mm	—	8,610 (+1,610)	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	253m ³	65,220円	78,880円	20.9%
75mm	—	19,680 (+3,680)	100 (+30)	100 (+30)	230 (+30)	290 (+50)	1,364m ³	340,860円	412,140円	20.9%

赤字：現行から増額、青字：現行から減額、平均調定水量：各口径における1件1ヵ月当たりの調定水量の平均値、料金は税抜

使用水量別の料金（例：13mm、75mm） 各口径の平均的な使用水量における改定率(アップ率)が概ね同程度となります。



■料金改定に向けたスケジュール

新たな料金表の適用までのスケジュールは以下を予定しています。

- 令和 5 年：市長説明及び答申(9 月)、市議会全員協議会説明及び市・水道課各 HP での(10 月)
- 令和 6 年：給水条例改正案の市議会上程(9 月)、水道料金改定の事前周知及び水道料金システムの変更対応(10 月)
- 令和 7 年：水道料金改定の事前周知(4 月、10 月)、改正給水条例施行(新水道料金表の適用)(10 月)